

東京都食品ロス削減パートナーシップ会議設置要綱

(目的及び設置)

第1条 国連「持続可能な開発目標」に掲げられた、2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させる目標への貢献を目指し、東京都内のフードサプライチェーンにおいて、本来食べられるにもかかわらず捨てられてしまう「食品ロス」の削減を図るため、食品流通事業者、消費者団体及び有識者が一堂に会して検討を行い、連携・協働を進めていくことを目的とし、東京都食品ロス削減パートナーシップ会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 会議の所掌事項は、次の各号のとおりとする。

- 一 食品ロス削減に関する取組の検討及びその推進に関すること。
- 二 食品ロス削減に関する情報交換及び情報提供に関すること。
- 三 食品ロス削減に向けた普及啓発に関すること。
- 四 その他会議の目的を達成するために必要と認めること。

(構成等)

第3条 会議は、事業者、消費者団体、有識者等からなる委員により構成する。

- 2 委員の任期は、原則として1期2年とする。再任する場合は、連続する在任期間が8年を超えないこととする。
- 3 委員が欠けた場合には、新たな委員を選任できるものとし、当該委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 会議に座長及び座長代理を置く。
- 5 座長は委員の互選により選出し、座長代理は座長が指名する。
- 6 座長は、会議を代表し、会務を総理する。
- 7 座長代理は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集及び運営)

第4条 会議は、座長が招集する。

- 2 消費者代表及び有識者以外の事業者委員は、会議に出席できない場合、代理人を出席させることができる。
- 3 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴取できる。

(部会)

- 第5条 座長は、必要な事項を検討するため、部会を設置することができる。
- 2 部会は、座長が指名する者をもって構成する。
 - 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから座長がこれを指名する。
 - 4 部会長は、部会を招集し、会務を総理する。
 - 5 部会長に事故があるときは、あらかじめ当該部会に属する委員のうちから部会長が指名する委員がその職務を代理する。
 - 6 部会長は、必要があると認めるときは、当該部会に属する委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴取できる。

(開催方法)

- 第6条 会議は公開とする。

(議事録及び会議の資料)

- 第7条 会議ごとに議事録を作成することとする。
- 2 議事録は、公開とする。ただし、東京都情報公開条例第7条各号に掲げる非開示情報に該当する部分については、非公開とすることができます。
 - 3 前項ただし書に基づく非公開は、その根拠を明らかにすることとする。
 - 4 前2項の規定は、会議資料等について準用する。

(庶務)

- 第8条 会議の庶務は、東京都環境局資源循環推進部計画課において処理する。

(補則)

- 第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年9月1日から施行する。